

## 監理技術者等の途中交代及び一時離脱に係る取扱いについて

監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の取扱いについては、建設業法、建設業法施行令及び建設業法施行規則の規定によるほか、監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日国不建技第147号。以下「運用マニュアル」という。）の規定に基づき運用しているところであるが、土木部発注工事における監理技術者等の途中交代及び一時離脱に係る取扱いについて定める。

なお、本取扱いに定めのないものについては、運用マニュアルによるものとする。

### （目的）

第1条 働き方改革の観点から、建設現場における監理技術者等の途中交代や一時離脱についても、柔軟で多様な働き方が可能となるよう、具体的な取扱いの基準を定めるものとする。

### （対象範囲）

第2条 本取扱いは、土木部が発注する建設工事について、専任・非専任にかかわらず監理技術者等を配置する工事に適用する。

### （途中交代の条件）

第3条 監理技術者等の途中交代については、入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえ、慎重かつ必要最小限とする必要があることから、以下の（1）～（3）を満たす場合に限るものとする。

（1）次の交代事由のいずれかに該当すること。

ア 監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合で、建設現場を概ね30日以上連続して離脱する場合

イ 受注者の責によらない事由により、現場を離脱する場合

天災等により契約事項の変更（工事中止又は工期延長など）が発生し、当該監理技術者等を継続して配置できなくなった場合とする。

ウ 工場から現地へ工事の現場が移行する場合（なお、工場製作のみが行われる期間がある工事であって、その旨を予め入札公告（通知）において示している場合は、本取扱いに基づく途中交代の報告を不要とする。）

エ 工事工程上、監理技術者等の交代が合理的な場合

オ その他、発注者が認めた場合

- (2) 入札参加資格要件を満たす監理技術者等との交代が可能であること。
- (3) その他、入札公告（通知）で示した条件をすべて満たしていること。

(途中交代の申請)

第4条 受注者は、前条の規定により監理技術者等が途中交代せざるを得ない事由が発生した場合は、現場代理人を通じて速やかに契約担当者（総括監督員）に監理技術者等の途中交代申請書（別紙1）を提出する。

(建設現場の一時離脱)

第5条 請負金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事に適用される専任の監理技術者等が建設現場を一時的（離脱期間が3日以上30日未満等）に離脱することを認める場合の取扱いについては、以下の（1）及び（2）を満たす場合に限るものとする。

- (1) 次の離脱事由のいずれかに該当すること。
    - ア 研修、講習、試験等への参加や出張
    - イ 休暇取得
    - ウ その他、発注者が認めた場合
  - (2) 次のいずれかにより施工体制を確保すること。
    - ア 入札公告（通知）で示した必要な資格を有する技術者を代理で配置している。
    - イ 配置中の監理技術者等との連絡が取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保している。
    - ウ 配置中の監理技術者等とのリアルタイムの映像・音声による通信手段を確保している。
    - エ 上記アの代理の技術者がウの通信手段により対応する。
- 2 なお、専任の監理技術者等については、建設現場に常駐が求められるものではないため、現に建設現場を離脱している場合であっても、在宅勤務等により専ら当該建設工事に従事している場合は、前項の規定によらない。

(一時離脱の申請)

第6条 受注者は、前条の規定により監理技術者等が建設現場を離脱せざるを得ない事由が発生した場合は、現場代理人を通じて速やかに契約担当者（総括監督員）に監理技術者等の一時離脱申請書（別紙2）を提出する。

- 2 離脱期間が1～2日の場合は報告を不要とする。

(受発注者の協議)

第7条 契約担当者は受注者から第4条又は前条の申し出を受けた場合は、第3条又は第5条に規定する条件を満たしているかについてヒアリングを行い、書類の記載内容や添付資料の漏れ等がないかを確認する。

(申請内容の審査)

第8条 契約担当者は、次の各号に掲げるところにより申請内容を審査する。

- (1) 第3条(1)アに掲げる監理技術者等の傷病、育児、介護等については、離脱状況が一様ではないため、連続して終日現場を離れる場合のみ離脱期間として捉えることとし、その期間が30日以上となる場合、途中交代への変更を検討する。なお、一時離脱から途中交代へ変更する場合は、受注者は発注者へ監理技術者等の途中交代申請書を提出するものとする。
- (2) 終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合又は週1~2日程度であっても1か月以上にわたる場合は、第5条の規定に基づく建設現場の一時離脱として要件を満たすかについて確認をする。
- (3) 総合評価落札方式の場合は、当該監理技術者等に係る評価結果をもって落札決定していることから、交代する技術者について、技術資料に記載した評価項目と同等以上の技術力を満たしていない項目があるときは、土木部土木請負工事の総合評価落札方式実施要領に基づき、技術資料について不履行項目があるとして必要な措置を講じる。

(審査結果の通知)

第9条 契約担当者は、前項の審査の結果、途中交代又は一時離脱を認める場合は、申し出を受理した日から速やかに監理技術者等の途中交代申請書に係る承諾書(別紙3)又は監理技術者等の一時離脱申請書に係る承諾書(別紙4)により通知する。

(申請内容の担保)

第10条 受注者が提出した書類の内容について、虚偽の事実が判明した場合は、土木部土木請負工事成績評定の実施要領(以下「工事成績評定の実施要領」という。)に基づく工事成績の減点等、必要な措置を行う。

- 2 第8条(3)について、総合評価落札方式における技術資料の不履行がある場合は、工事成績評定の実施要領に基づき工事成績を減点する。